

八千代町耐震改修促進計画

(改定版)



令和4年3月

八千代町

〔目 次〕

序章 計画改定の趣旨	1
1. 計画改定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	2
4. 対象区域	2
5. 計画の対象とする建築物	2
6. 想定される地震の規模、被害の状況	3～5
第1章 建築物の耐震化率等の目標	6
1. 住宅の耐震化の状況と目標	6
2. 特定建築物の耐震化の状況と目標	7～12
第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策	13
1. 住宅の耐震施策	13
2. 特定建築物の耐震支援策	14
3. 緊急輸送道路沿道の安全点検	14
4. 地震発生時の建築物等の総合的な安全対策	15
第3章 啓発及び知識の普及	16
1. 地震防災マップの有効活用	16
2. 情報提供の充実	16
3. 地域コミュニティ等との連携	16
第4章 耐震化を促進するための指導等	16
第5章 その他、必要な事項	17
1. 関係団体との連携	17
2. 地震保険の加入促進に関する普及啓発	17
3. 計画の進行と管理	17
巻末資料	
資料1 本計画で想定する地震	
資料2 特定建築物等一覧	
資料3 町内の緊急輸送道路	
資料4 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）	
資料5 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）	

序章 計画改定の趣旨

1. 計画改定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、観測史上最大の地震であり、津波も誘発したことで多くの尊い命が奪われました。県では最大震度6強を記録し、多くの死者・行方不明者に加え、21万戸を超える家屋が被害を受けるなど、甚大な被害がもたらされました。

過去においては、阪神・淡路大震災（平成7年1月）、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、新潟県中越沖地震（平成19年7月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）などの大地震が頻発しました。近い将来には、南海トラフ巨大地震や、首都直下型地震、火山噴火等の大規模災害の発生が懸念されています。

国においては、東日本大震災を踏まえて平成25年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「法」という。）の改正を、また、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下、「大阪北部地震」という。）等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成30年11月には、耐震改修促進法施行令の改正を行っています。

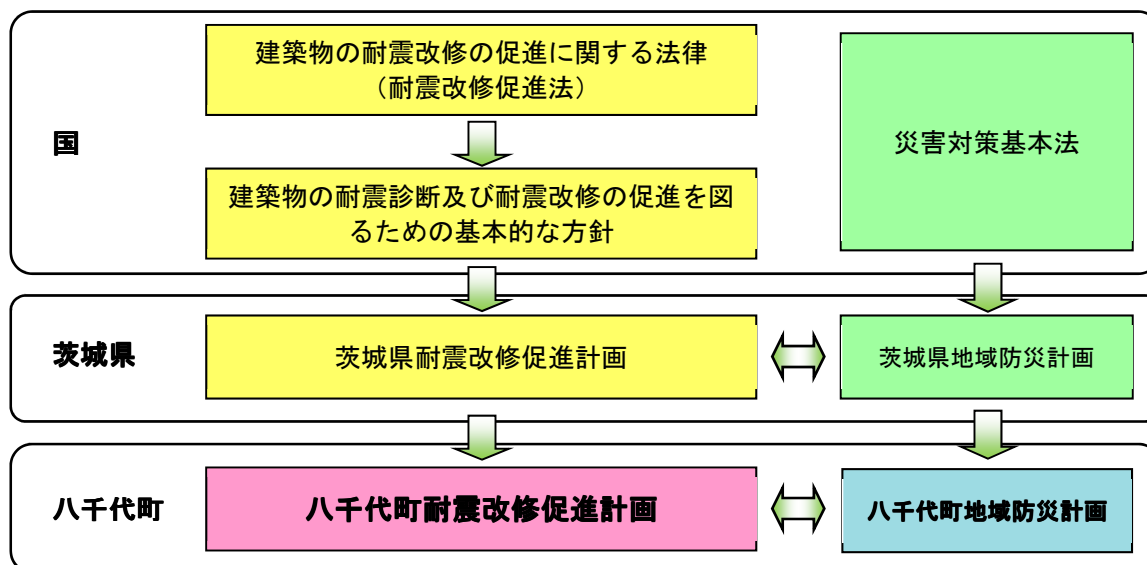
県では、国が定める「基本方針」に基づき、平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」が策定され、令和3年度に改定をしています。

このような背景から、本町では平成23年3月に策定した「八千代町耐震改修促進計画」（平成28年3月第1回改定）を改定し、今後発生が予想される地震災害から町民の生命・身体及び財産を守ることを目的とし、これまで以上に、県や関係機関・地域コミュニティ等と連携して計画的かつ総合的に建築物の耐震化を推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、法第6条の規定に基づき、県計画や「八千代町地域防災計画」等の上位計画や関連計画との整合を図りつつ、本町の建築物の耐震診断及び耐震改修を推進していくための基本計画として位置付けます。

図-序.1 八千代町耐震改修促進計画の位置付け



3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和7年度の4年間とします。なお、国や県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

4. 対象区域

本計画の対象区域は、八千代町全域とします。

5. 計画の対象とする建築物

対象とする建築物は、建築基準法の新しい基準が導入される昭和56年6月以前（以下、「旧耐震基準」という。）の既存建築物のうち、次に示すものとします。

なお、本計画では、耐震化の算定にあたり、新耐震基準の建築物も含めて集計しています。

表-序.1 対象建築物

住宅	一戸建住宅（併用住宅含む）、共同住宅（長屋建て含む）
不 適 格 建 築 物 特 定 既 存 耐 震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する建築物で一定規模以上の建築物 ・ 一定数量以上の危険物を取り扱う建築物 ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

6. 想定される地震の規模、被害の状況

(1) 過去に受けた地震被害

近年では、平成23年3月11日に発生した巨大地震により、多くの人的被害や建物被害が報告されました。その後、震度5前後の地震は頻繁に発生するようになり、南関東地域直下での大型地震発生は、差し迫った状況にあります。

表-序.2 茨城県内の主な地震被害

災害発生年月日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	津波	茨城の被害状況
平成 12. 7. 21 (2000)	茨城県沖	6. 4	5 弱	—	断水 26、瓦の落下及び破損 各 1
平成 14. 2. 12 (2002)	茨城県沖	5. 7	5 弱	—	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 17. 2. 16 (2005)	茨城県南部	5. 3	5 弱	—	負傷者 7、ブロック塀倒壊 1
平成 20. 5. 8 (2008)	茨城県沖	7. 0	5 弱	—	負傷者 1、住家一部破損 7 工場でガス漏れ
平成 23. 3. 11 (2011)	三陸沖、他 (東北地方太平洋沖地震)	9. 0	6 強	有	死者 66、行方不明 1、負傷者 714 住家全壊 2, 634、住家半壊 24, 995 住家一部破損 191, 490 住家床上浸水 75、住家床下浸水 624
平成 23. 4. 11 (2011)	福島県浜通り	7. 0	6 弱	—	負傷者 4
平成 23. 4. 16 (2011)	茨城県南部	5. 9	5 強	—	負傷者 2
平成 23. 7. 31 (2011)	福島県沖	6. 5	5 弱	—	負傷者 5
平成 24. 12. 7 (2012)	三陸沖	7. 3	5 弱	有	負傷者 2 非住家被害 3
平成 28. 11. 22 (2016)	福島県沖	7. 4	5 弱	有	住家一部破損 2
平成 28. 12. 28 (2016)	茨城県北部	6. 3	6 弱	—	負傷者 2 住家半壊 1、住家一部破損 25
令和 3. 2. 13 (2021)	福島県沖	7. 3	5 弱	—	負傷者 3

出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」

※ 令和3年2月現在

※ 震度5以上、国内発生の地震を抜粋

(2) 茨城県及び本町で想定される地震

茨城県耐震改修促進計画では、地震被害想定調査において、県及びその周辺における過去の地震被害や、断層の分布状況を踏まえ、県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を設定しています。

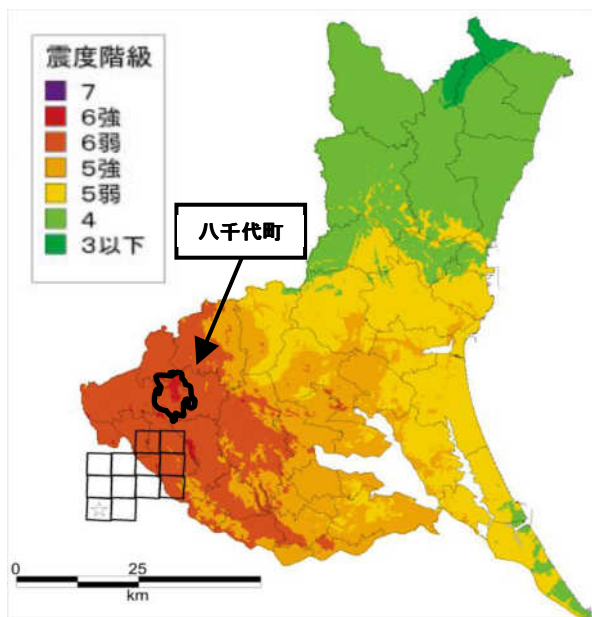
表-序.3 茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震

地震名	想定の観点
茨城県南部の地震	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で県南部地域に影響のある地震
茨城・埼玉県境の地震	
F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	原子力規制委員会で検討が行われた県北部の活断層による地震 ※ 県内では確実に活断層であるとされるものは知られておりませんが、発生すれば大きな被害をもたらす事態に備えるため、想定の対象としています。
棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	
太平洋プレート内の地震（北部）	地震調査委員会長期評価部会で議論が行われている太平洋プレート内で発生する地震
太平洋プレート内の地震（南部）	
茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	県が平成24年度に実施した津波浸水想定の対象地震

出典：「茨城県耐震改修促進計画」

(3) 想定地震による震度分布

図-序.2 茨城・埼玉県境地震による地表震度



出典「茨城県地震被害想定調査報告書」

茨城県南部地震によって発生する揺れは、県内において最大で震度6強と見られています。ただし、局所的にはより強い揺れが発生する可能性があります。震度6弱以上が発生すると予測されている県内の市町村数は33市町村とされ、本町における想定震度は、震度6弱です。

茨城・埼玉県境地震によって発生する揺れは、本町において最大で震度6強と見られ、より大きな被害が予測されています。

(4) 想定地震による被害想定

想定される茨城・埼玉県境地震によって、本町では表-序.4に示すような被害が発生すると予測されています。

表-序.4 八千代町で想定される被害の予測

被害項目	被害数(棟、人)
建物被害	
建物全壊・消失	380
建物半壊	1,600
人的被害	
死者	20
負傷者	210
負傷者のうち重傷者	20

ケース設定：地震発生時刻 冬の18時

出典：「茨城県地震被害想定調査報告書」

上記の被害予測値は、地震被害の全体像を把握するための目安として利用するものであるため、推計誤差が大きくなっています。したがって、建物全壊棟数、死者数、負傷者数等の被害はあくまで参考値であり、必ずしも想定通りの地震が発生するとは限りません。また、今回想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が発生する可能性があるという認識を持つことが大切です。

第1章 建築物の耐震化率等の目標

1. 住宅の耐震化の状況と目標

戸建住宅及び共同住宅の建築年別の戸数を整理し、住宅の耐震化率を算定しています。本町の住宅総数は8,622戸（令和3年）であり、そのうち戸建住宅は8,537戸、共同住宅等は85戸、住宅全体の耐震化率は87.4%と推計されます。

目標は、国の方針や県計画と同様に、令和12年度までに耐震性の不足する住宅を概ね解消することとし、令和7年度末時点に耐震化率95%を達成できるよう、取り組みの推進に努めます。

表-1.1 住宅の耐震化の状況

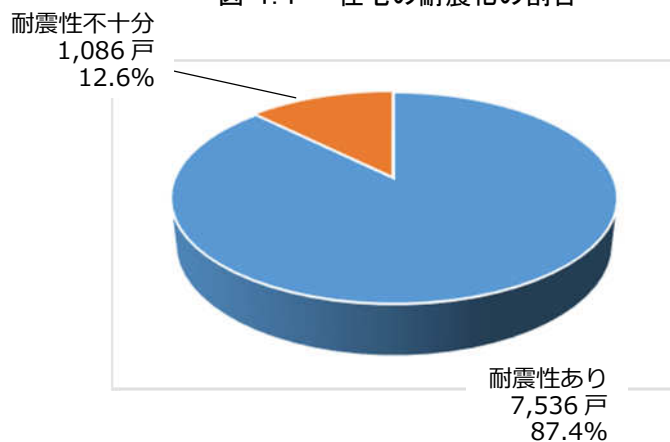
（単位：棟）

種別	総数	旧耐震基準	うち、		新耐震基準	耐震性あり合計	耐震性不十分合計	耐震化率
			耐震性あり	耐震改修済み				
戸建住宅	8,537	2,793	975	732	5,744	7,451	1,086	87.3%
共同住宅等	85	0	0	0	85	85	0	100.0%
合計	8,622	2,793	975	732	5,829	7,536	1,086	87.4%

※ 令和3年1月現在の戸数

※ 平成30年度の住宅・土地統計調査をもとに推計

図-1.1 住宅の耐震化の割合



2. 特定建築物の耐震化の状況と目標

本計画における特定建築物とは、法に規定されている「特定既存耐震不適格建築物」を指します（2頁参照）。現状を(1)～(3)に示しています。

目標は、国の方針や県計画と同様に、令和7年度までに特に耐震化の重要性の高い特定建築物※を概ね解消することとし、それ以外の特定建築物については、令和12年度までに概ね解消することとします。町有の建築物については、個別の計画により耐震化を進め、民間の建築物については、必要な知識の普及・啓発に努め、目標達成を目指します。

※ 県計画に位置付けられている要安全確認計画記載建築物

(1) 多数の者が利用する建築物（法14条第1号）

① 全体

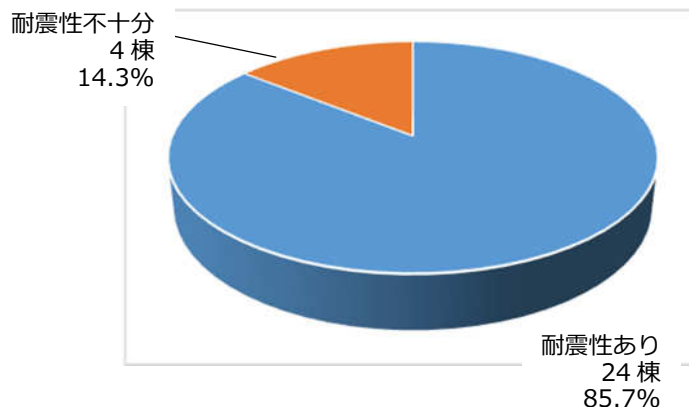
本町における多数の者が利用する建築物は全棟数28棟で、このうち24棟が耐震性を有しており、耐震化率は85.7%です。

表-1.2 多数の者が利用する建築物（全体）の耐震化の状況

(単位：棟)

種別	総数	旧耐震基準	うち、		新耐震基準	耐震性あり合計	耐震性不十分合計	耐震化率
			うち、耐震性あり	うち、耐震改修済み				
町有建築物	14	9	0	7	5	12	2	85.7%
民間建築物	14	2	0	0	12	12	2	85.7%
合計	28	11	0	7	17	24	4	85.7%

図-1.2 多数の者が利用する建築物（全体）の耐震化の割合



② 町有建築物

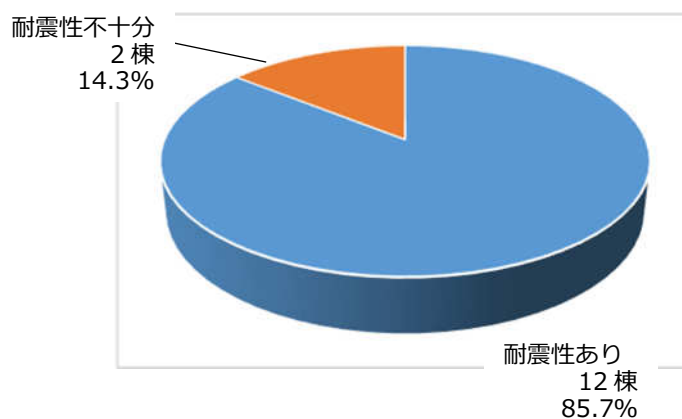
本町における多数の者が利用する建築物のうち、町有建築物は合計で14棟あり、このうち12棟が耐震性を有し、耐震化率は85.7%です。

表-1.3 多数の者が利用する建築物（町有）の耐震化の状況

(単位：棟)

種別	総数	旧耐震基準			新耐震基準	耐震性あり合計	耐震性不十分合計	耐震化率
			うち、耐震性あり	うち、耐震改修済み				
学校	8	5	0	5	3	8	0	100%
体育館	4	3	0	2	1	3	1	75.0%
病院・診療所	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸住宅	-	-	-	-	-	-	-	-
社会福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-
庁舎	1	0	-	-	1	1	0	100%
集会場	1	1	0	0	0	0	1	0%
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	14	9	0	7	5	12	2	85.7%

図-1.3 多数の者が利用する建築物（町有）の耐震化の割合



③ 民間建築物

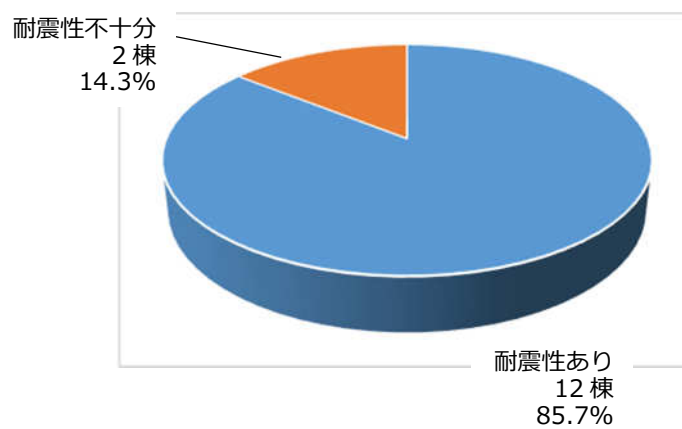
本町における多数の者が利用する建築物のうち、民間建築物は合計で14棟あり、このうち12棟が耐震性を有し、耐震化率は85.7%です。

表-1.4 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化の状況

(単位：棟)

種別	総数	旧耐震 基準			新耐震 基準	耐震性 あり 合計	耐震性 不十分 合計	耐震化 率
			うち、 耐震性 あり	うち、 耐震 改修 済み				
学校	-	-	-	-	-	-	-	-
病院・ 診療所	-	-	-	-	-	-	-	-
賃貸 住宅	-	-	-	-	-	-	-	-
社会福祉 施設	1	0	-	-	1	1	0	100%
幼稚園 保育所	7	1	0	0	6	6	1	85.7%
店舗・ 百貨店	1	1	0	0	0	0	1	0%
その他	5	0	-	-	5	5	0	100%
合計	14	2	0	0	12	12	2	85.7%

図-1.4 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化の割合



(2) 危険物を取り扱う建築物（法14条第2号）

本町における危険物を取り扱う建築物は、合計で17棟あり、このうち9棟が耐震性を有し、耐震化率は52.9%です。

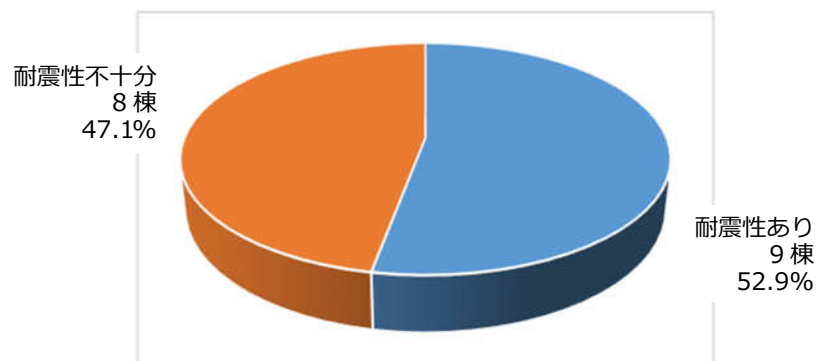
表-1.5 危険物を取り扱う特定建築物の耐震化率

(単位：棟)

種別	総数	旧耐震基準			新耐震基準	耐震性あり合計	耐震性不十分合計	耐震化率
			うち、耐震性あり	うち、耐震改修済み				
製造所	2	0	-	-	2	2	0	100%
屋内貯蔵所	1	0	-	-	1	1	0	100%
屋外タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-
自家用給油取扱所	13	8	0	0	5	5	8	38.0%
一般取扱所	1	0	-	-	1	1	0	100%
合計	17	8	0	0	9	9	8	52.9%

※ 令和4年1月現在の棟数

図-1.5 危険物を取り扱う特定建築物の耐震化率



(3) 災害発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（法14条第3号）

茨城県地域防災計画において指定している緊急輸送道路は図-1.6のとおりです。以下の道路に接する建築物で、道路を閉塞するおそれのある建築物について調査したところ、表-1.6のとおり棟数が確認されています。

緊急輸送道路に接する敷地の建築物の倒壊によって、道路の機能が妨げられることがないよう、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。

図-1.6 緊急輸送道路位置図

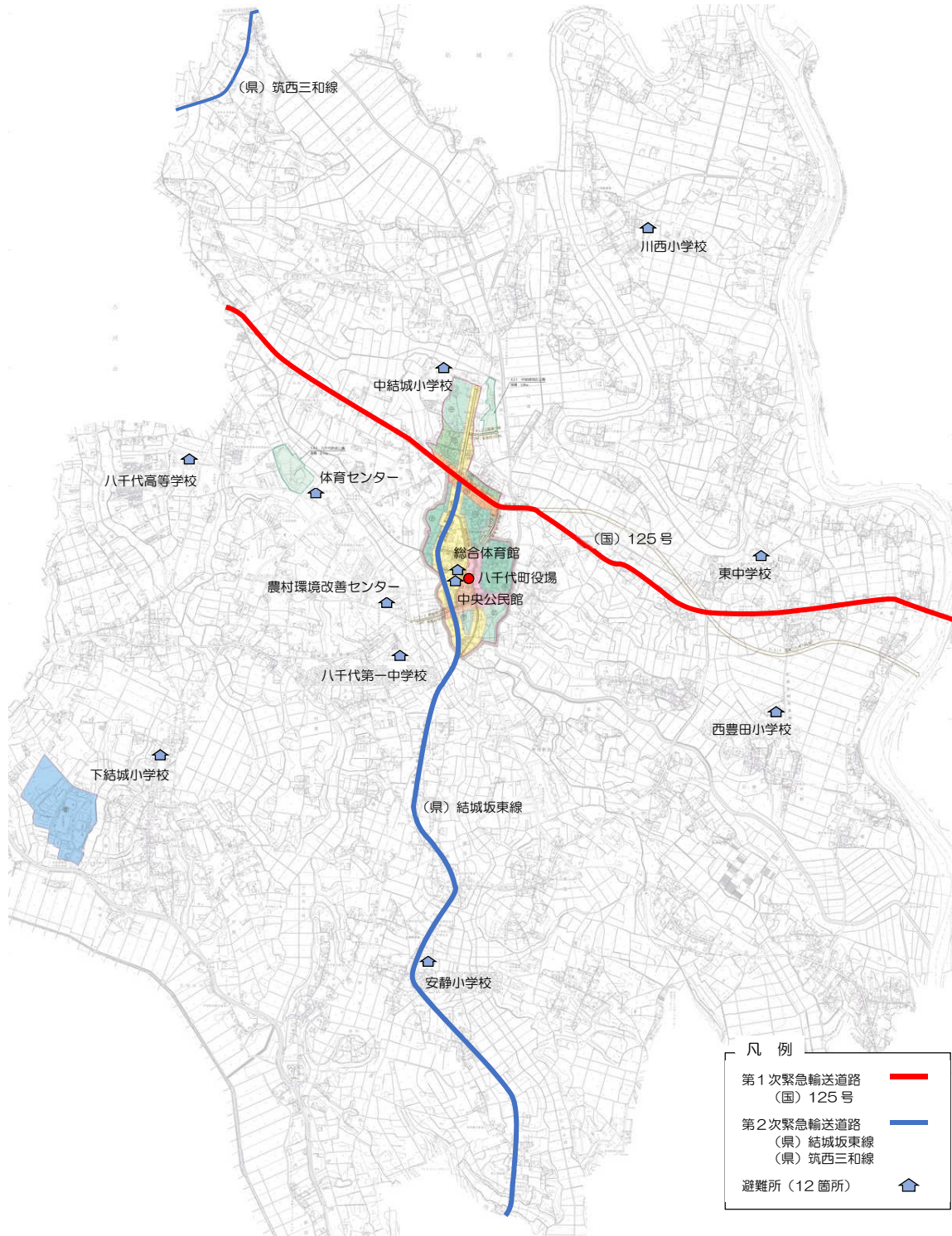


図-1.7 災害発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の要件

- ① 前面道路幅員が12mを超える場合
幅員の1/2の高さを超える建築物
- ② 前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物

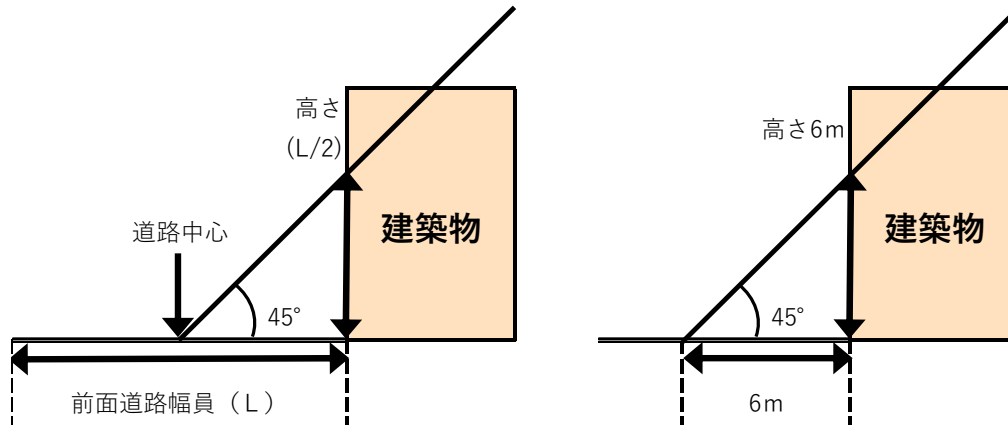
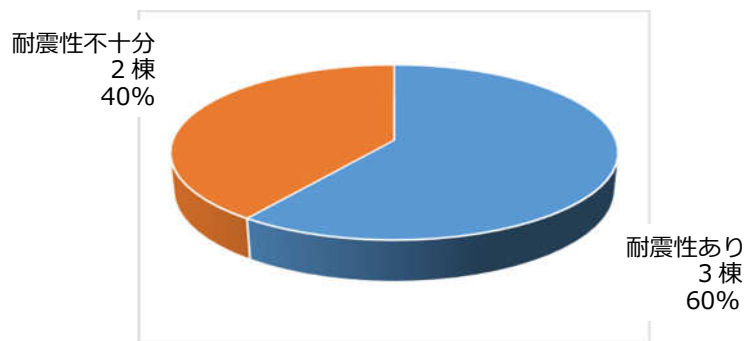


表-1.6 災害発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

(単位：棟)

種別	総数	旧耐震基準	うち、		新耐震基準	耐震性あり合計	耐震性不十分合計	耐震化率
			耐震性あり	耐震改修済み				
国道125号	3	2	0	0	1	1	2	33.3%
県道20号 (結城坂東線)	2	0	-	-	2	2	0	100.0%
県道23号 (筑西三和線)	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5	2	0	0	3	3	2	60.0%

図-1.8 災害発生時に通行を確保すべき道路沿道建築物の耐震化率



第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1. 住宅の耐震施策

本町では、町民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組みながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

また、建築物の耐震化を推進するため、耐震診断士派遣事業の推進、国の補助制度利用の検討や耐震改修促進税制上の特例措置等の普及啓発や融資制度の活用推進を図ります。

(1) 耐震診断士派遣事業の推進

木造戸建住宅を対象に耐震診断士を派遣する「八千代町木造住宅耐震診断士派遣事業」を継続して実施します。

本事業は、耐震診断を実施し、町民の地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図ることを目的としています。八千代町木造住宅耐震診断士派遣事業の概要を表-2.1に示します。

表-2.1 八千代町木造住宅耐震診断士派遣事業

事業名	八千代町木造住宅耐震診断士派遣事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築基準法に規定する建築確認を受けているもの ・地上階数が2階以下のもの ・延べ床面積が30m²以上
支援内容	専門家の派遣

(2) 税制上の優遇制度の紹介

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成18年度の税制改正により「耐震改修促進税制」が創設されました。

現在の優遇制度の中に、旧耐震基準で建築された建築物の耐震改修を実施した個人が受けることができる所得税額の特別控除制度があり、町内の住宅の耐震改修にも適用されることから、この措置に関する情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

(3) リフォーム融資の紹介

(独)住宅金融支援機構が実施している耐震改修工事を伴うリフォーム融資についての情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

(4) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの紹介

住宅リフォームを計画している町民の方々が、適正な工法・価格で必要な性能を備えた住宅が確保できるように、また、地震時の被害軽減策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県で登録を行っている住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録リストの公表・周知に努めます。

(5) 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅耐震化率の目標の達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、八千代町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取り組みを位置づけ、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

2. 特定建築物の耐震支援策

民間が所有する建築物について、建築物所有者に対し、耐震化に必要な情報提供等や法に基づき耐震化を実施するよう指導・助言を行います。

3. 緊急輸送道路沿道の安全点検

緊急輸送道路に接する敷地の建築物の倒壊によって道路の機能が妨げられないよう建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し、その促進に努めます。また県と連携し、緊急輸送道路沿道の安全性を確保するためブロック塀、屋外広告物、自動販売機並びに歩道の安全点検を実施するように努めます。

4. 地震発生時の建築物等の総合的な安全対策

(1) ブロック塀の安全対策

ブロック塀が地震により倒壊すると、死傷者が出ることに加え、道路の閉塞や避難、救急・救命活動の妨げとなるおそれがあります。平成30年に発生した大阪北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2名が死亡するなど重大な被害が発生しました。このため、通学路等を含む避難路において、関係機関と連携し、点検活動の推進や危険なブロック塀の補強等の普及啓発を行います。さらに、補助制度の創設を検討し、避難路沿道等にある危険ブロック塀の撤去の促進を図ります。

図-2.1 ブロック塀等の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

<専門家に相談しましょう>

※パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013.1をもとに
国土交通省において一部変更

出典：国土交通省「ブロック塀等の点検のチェックポイント」

(2) 窓ガラス、天井落下防止対策等について

市街地で人の通行が多い沿道に建つ建築物や、避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策、また、外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策を図ります。さらに、大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、県と協働して啓発・指導を行います。

(3) 屋根瓦の落下防止策

屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、漏水により建築物の劣化が進行し、健康被害などの二次災害の発生も懸念されます。そこで、屋根瓦の改修等による安全確保を促進します。

第3章 啓発及び知識の普及

1. 地震防災マップの有効活用

本町では平成25年度に地震防災マップを作成しています。

地震防災マップは、地震による震度(揺れ)や建物の倒壊率、避難場所等の情報を示したもので、平常時より町民にわかりやすく地震による影響や備えを情報提供することによって、防災意識の向上や住宅・建築物の耐震化の促進、地震による被害の軽減等を目的とするものです。今後も、地震防災マップを有効活用していきます。

2. 情報提供の充実

耐震診断、耐震改修や住宅リフォーム等に関する普及啓発活動に努めます。町広報紙やパンフレット、ホームページを通じ、耐震化に関する情報を発信します。

3. 地域コミュニティ等との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であることから、地域コミュニティ等と連携しながら、耐震化を進めます。

第4章 耐震化を促進するための指導等

所管行政庁[※]である県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に向けて必要があるときに、法に基づき、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

本町は、県と連携し適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

※ 所管行政庁とは、建築主事を置く市町村においてはその市町村の長であり、その他の市町村では、都道府県知事(法第2条)。本町においては茨城県のこと。建築主事とは、建築基準法に基づき建築計画の確認等を行うために、知事又は市町村長が任命した者。

第5章 その他、必要な事項

1. 関係団体との連携

県内の建築関係団体との連携を図り、建築物の耐震化促進に向けた広報・意識啓発活動等を実施します。

2. 地震保険の加入促進に関する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、現在加入率が全国平均で約33.9%（令和2年度末現在）という状況であり、大規模な地震災害発生後の迅速な復旧を図るために、耐震化に関する情報と共に、地震保険の加入促進に関する情報提供及び普及啓発に努めます。

3. 計画の進行と管理

令和7年度末における耐震化の目標達成に向けて、本計画の進捗状況や、特定建築物や防災拠点等の耐震化の進捗状況、耐震化の普及・啓発に向けた施策の実施状況等を定期的に確認し、適切な進捗管理を行います。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化、関連計画の改定等に対応して、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

卷 末 資 料

資料1 本計画で想定する地震

茨城県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によって想定を大きく超える甚大な被害が発生したことを踏まえ、今後の地震・津波の想定にあたり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討していくべきであること、また、一度想定した地震・津波についても最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すとともに、より実態に即した効果的な地震対策を実施し、本県における首都直下地震等の被害想定について検討するため、地震被害想定調査を実施しました。

本計画では、この調査で検討した7つの想定地震のうち、県南・県西地域を中心に揺れや火災の被害が多く発生するおそれのある以下の2つの地震から、より被害が大きいとされる【茨城・埼玉県境の地震】を選定しました。

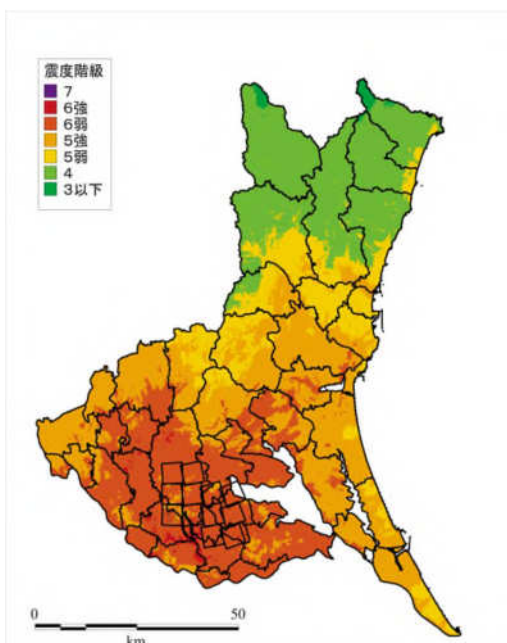
□ 八千代町で多くの被害が想定される地震

項目		茨城県南部地震	茨城・埼玉県境地震
地震の規模		Mw 7.3	Mw 7.3
最大震度		6弱	6強
建物被害	全壊・消失	50棟	380棟
	半壊	580棟	1,600棟
人的被害	死者	10人	20人
	負傷者	70人	210人
	負傷者のうち重傷者	10人	20人

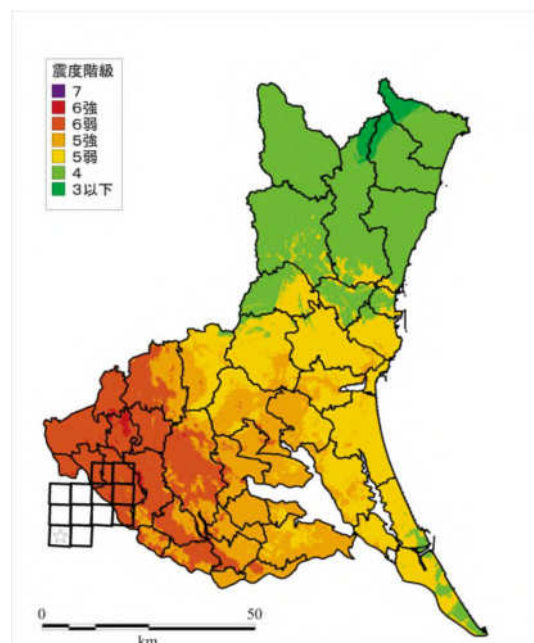
注：Mwはモーメントマグニチュード

□ 2つの地震の地表震度分布

茨城県南部地震



茨城・埼玉県境地震



出典：茨城県地震被害想定調査報告書

資料2 特定建築物等一覧

□ 特定既存耐震不適格建築物（法第14条第1号）

用途		指導・助言対象 (法第15条第1項)	指示対象 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象 (法附則第3条)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
展示場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
卸売市場		階数3以上かつ1,000㎡以上		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		階数3以上かつ1,000㎡以上		
事務所		階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入居施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		階数3以上かつ1,000㎡以上		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				茨城県の耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。

□ 政令で定める危険物の数量（法第14条第2号）

危険物の種類	数量
1 火薬類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火口品	10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500 km 2 t 原料の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
2 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
3 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t
4 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20 m ³
5 マッチ	300マッチトン
6 可燃性ガス（圧縮ガス、液化ガスを除く。）	2万m ³
7 圧縮ガス	20万m ³
8 液化ガス	2,000 t
9 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 t
10 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 t

資料3 町内の緊急輸送道路

出典：茨城県地域防災計画（令和3年3月）

区分	路線名	始点	終点
第1次 緊急輸送道路	国道125号	土浦市若松町 土浦笠間線（若松町交差点）から	古河市旭町 国道4号（三杉町交差点）まで
第2次 緊急輸送道路	結城坂東線	結城郡八千代町菅谷 国道125号（菅谷十字路交差点）から	坂東市岩井 国道354号（岩井交番前交差点）まで
	筑西三和線	筑西市西方 筑西市道交差から	古河市尾崎 国道125号交差まで

資料4 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発 令：平成7年10月27日法律第123号
最終改正：平成30年6月27日号外法律第67号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項(第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物(第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。)について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な

指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

附則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十一日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
 - 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

資料5 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

発 令：平成7年12月22日号外政令第429号

最終改正：平成30年11月30日号外政令第323号

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
- 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項

に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭（せん）又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル

五 マッチ 三百マッチトン

六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル

七 圧縮ガス 二十万立方メートル

八 液化ガス 二千トン

九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン

十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン

3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

九 博物館、美術館又は図書館

十 遊技場

十一 公衆浴場

十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十五 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

附則

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
 - 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。） 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - へ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - 三 第三条に規定する建築物であること。
- 2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

八千代町耐震改修促進計画

平成 23 年 3 月 初版策定
平成 28 年 3 月 第 1 回改定
令和 4 年 3 月 第 2 回改定

八千代町役場 産業建設部 都市建設課
〒300-3592
茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地
TEL : 0296-48-1111
FAX : 0296-48-3001



八千代町イメージキャラクター
八菜丸 (はなまる)